

## 質 問 回 答 書

2020年9月3日

「バングラデシュ国人材育成奨学計画準備調査（QCBS）」

（公示日：2020年8月19日／公示番号：20a00247）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P-16 1)業務実施の基本方針 P-17 2. 業務実施上の条件 (1)業務行程	<p>「プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成載きますが・・・現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務及び遠隔において実施する業務について提案があればプロポーザルにおいて記載下さい」とありますが、現在「バ」国ではCOVID-19の収束がみられず、JICAによる技術協力案件等では「2021年3月末までは日本人専門家の渡航はできない」という前提で遠隔方式による作業が進められていると聞いております。</p> <p>「業務行程」の部分では、「新型コロナウイルスの影響により現地渡航が実施できない場合には、遠隔での調査実施を予定」とありますが、本業務でも上記案件と同じ条件が適用されれば来年3月までの現地渡航は許されず、遠隔での調査実施が求められると理解します。</p> <p>遠隔作業として提案を行う場合でも企画競争説明書による納期の変更はなく、現地業務の実施時期も同説明書に記載のとおりでよろしいでしょ</p>	<p>2021年度から始まる留学生事業への設計として無償本体事業のスケジュールが決まっておりますので、納期含め変更はなく、現地渡航が難しい場合は遠隔での調査、協議等を想定しております。</p> <p>遠隔となった場合の調査費用見積もりは、本見積（価格点評価対象）にはなりません。別見積もりとして提出いただける場合は、契約交渉時に参考情報として扱わせていただきます。</p> <p>遠隔調査時の提案は、同説明書の記載に基づく提案を上回る比重とはならないものの、現地状況を鑑み重要視して評価する予定です。</p>

		<p>うか？</p> <p>また、遠隔作業による経費については、本見積あるいは別見積のどちらに計上すべきでしょうか？</p> <p>遠隔作業による提案については、同説明書の記載に基づく提案と同等の評価対象と考えて良いでしょうか？</p>	
2	<p>『企画競争説明書』</p> <p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p> <p>(1) 業務工程</p> <p>「4月下旬までに準備調査報告書をJICAに提出する。」(17頁)</p>	<p>同15頁にある「7. 成果品等」の表において、「(4)協力準備調査報告書:2021年5月中旬」とありますが、提出時期は、4月下旬でしょうか、5月中旬でしょうか。</p>	<p>「企画競争説明書」17項の業務工程の記載に誤記がありました。協力準備調査報告書の提出時期は5月中旬となります。</p>
3	<p>『コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン』</p> <p>Ⅲ. 直接経費</p> <p>3. 一般業務費</p> <p>(8) 雑費</p> <p>【安全対策関連経費の取扱い】</p> <p>(16頁)</p>	<p>例えば、戦争特約では対象国・地域がありますが、安全対策関連経費でも、対象国や地域等は定められていますでしょうか。</p>	<p>対象国や地域等は定められておりません。必要に応じて計上ください。</p> <p>なお、計上いただいた費目については、要否も含めて、契約交渉時に協議させていただくことになります。</p>

以上